平成２２年（フ）第３０３号
埼玉県狭山市笹井１丁目11番８―203号、破産手続開始決定時の住所埼玉県狭山市笹井１丁目11番９―504号
破産者　永井　一明
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４６８号
埼玉県所沢市大字上山口18番地の２　ハイマート西所沢408、破産手続開始決定時の住所埼玉県所沢市大字上山口2026番地の10
破産者　松崎登志一
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６３号
埼玉県坂戸市大字東和田204番地２
破産者　柴崎　正子
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１４号
埼玉県飯能市大字川寺637番地１　プラザドゥ町田Ｂ―102
破産者　阿久津幸夫
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１５号
埼玉県飯能市大字川寺637番地１　プラザドゥ町田Ｂ―102
破産者　阿久津陽子
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６３７号
埼玉県富士見市渡戸３丁目19番３号
破産者　西川　　毅
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１６号
東京都北区中里３―22―７　パル駒込105号室、開始決定時の住所岐阜県大垣市万石３丁目43番地
破産者　松浦功泰こと　金　　功泰
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
名古屋市中区千代田３丁目14番７号　ベレーサ鶴舞公園906号、住民票上の住所名古屋市西区宝地町383番地
破産者　獅々田恵介
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３１９号
愛知県海部郡蟹江町本町９丁目103番地
破産者　瀧川　洋平
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０８号
神戸市兵庫区島上町２丁目２番17号
破産者　本家かまどや福生店こと　井手　　茂
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１３号
神戸市北区東大池３丁目12番６―102号
破産者　谷口　邦仁
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４号
広島市南区猿猴橋町２番７―201号
破産者　尾濱　　睦
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１３号
札幌市西区発寒14条２丁目１番22号
破産者　鈴木富三郎
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８８号
札幌市東区北34条東19丁目３番５号
破産者　長田谷　等
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８号
北海道帯広市西17条南４丁目20番４号　アビタヤマコ202
破産者　船木　宏恵
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
秋田市東通８丁目１番52号　ロイヤルガーデン東通105、前住所秋田市手形字十七流100番地５
破産者　藤原　正已
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０４号
秋田市東通８丁目１番52号　ロイヤルガーデン東通105、前住所秋田市手形字十七流100番地５
破産者　藤原　道子
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３号
秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢３番地49　清水方
破産者　奈良絵里子
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５０号
秋田県男鹿市北浦北浦字杉原40番地
破産者　齊藤　正紀
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部